

明解 歴史総合図説 シンフォニア 四訂版

別冊史料 一歴史総合重要史料 64 点

第1部 近代化と私たち

1	「権利の章典」	2
2	ロック著『統治二論』	2
3	ルソー著『社会契約論』	2
4	ジェファソン「アメリカ独立宣言」起草文	2
5	「フランス人権宣言」	2
6	ナポレオン法典	3
7	フィヒテ「ドイツ国民に告ぐ」	3
8	産業革命時の児童の工場労働	3
9	『共産党宣言』	3
10	「人民憲章」——チャーティストの要求	4
11	ビスマルク「鉄血演説」	4
12	「モンロー宣言(教書)」	4
13	奴隷制(1)ストウ著『アンクル・トムの小屋』	4
14	奴隷制(2)「奴隷解放宣言」	5
15	アヘン戦争開戦の是非(1)グラッドストンの演説	5
16	アヘン戦争開戦の是非(2)パーマストンの演説	5
17	南京条約	5
18	天保の薪水給与令	5
19	日米修好通商条約	5
20	久米邦武編『米欧回覧実記』	6
21	民権議院設立建白書	6
22	植木枝盛著『東洋大日本国国憲按』	6
23	大日本帝国憲法	6
24	福沢諭吉著『学問のすゝめ』	7
25	変法運動(1)康有为による賛成の意見	7
26	変法運動(2)葉德輝による反対の意見	7
27	内村鑑三の非戦論	7
28	ポーツマス条約	7
29	横山源之助著『日本之下層社会』	8
30	韓国併合条約	8
31	三民主義——『民報』発刊の言葉	8
32	孫文「大アジア主義」	8
33	帝国主義——セシル・ローズの言葉	8

第2部 国際秩序の変化や大衆化と私たち

34	レーニン「四月テーゼ」	9
35	ヴェルサイユ条約	9
36	ヴァイマル憲法	9
37	「十四か条」の平和原則	10
38	三・一独立運動	10
39	移民法(1924年)	10
40	普通選挙法	10
41	『青鞥』発刊に際して	10
42	ヒトラー著『わが闘争』	11
43	リットン報告書	11
44	八・一宣言	11
45	ヒトラーの演説	11
46	スターリンの演説	11
47	大西洋憲章	12
48	「大東亜共栄圏」(南方占領地行政実施要領)	12
49	「鉄のカーテン」演説	12
50	トルーマン=ドクトリン	12
51	日本国憲法	12
52	平和条約(1)講和と再軍備をめぐる世論	13
53	平和条約(2)サンフランシスコ平和条約	13
54	日米安全保障条約	13

第3部 グローバル化と私たち

55	日ソ共同宣言	14
56	新安保条約(日米相互協力及び安全保障条約)	14
57	「もはや戦後ではない」	14
58	「平和五原則」	14
59	「平和十原則」(バンドン精神)	14
60	スターリン批判	15
61	アメリカのベトナム反戦運動	15
62	キング牧師の演説	15
63	東西ドイツ統一	15
64	アパルトヘイト廃止	15

年 組 番
年 組 番
年 組 番

第1部 近代化と私たち

①「権利の章典」

⇒p.65

【1】国王は、王権により、国会の承認なしに法律[の効力]を停止し、または法律の執行を停止し得る権限があると称しているが、そのようなことは違法である。

【2】[国王は]王権により、法律を無視し、または法律の執行をしない権限があると称し、最近このような権限を「借取」し行使したが、そのようなことは違法である。……

【4】大権に名を借り、国会の承認なしに、[国会が]みとめ、もしくはみとむべき期間よりも長い期間、または[国会が]みとめ、またはみとむべき態様と異なった態様で、王の使用に供するために金銭を徴収することは、違法である。

【5】国王に請願することは臣民の権利であり、このような請願をしたことを理由とする収監または訴追は、違法である。

【6】平時において、国会の承認なくして国内で常備軍を徴集してこれを維持することは、法に反する。

〈高木八尺ほか編「人権宣言集」岩波書店〉

用語解説 ①力づくで奪うこと ②監獄に入れることや起訴すること

基礎情報 名誉革命直後の1689年にイギリス議会が提出し、イギリス国王ウィリアム3世・メアリ2世が即位するにあたって承認した「権利の宣言」を、同年末に議会が法律として制定したもので、内容的には「権利の宣言」を継承している。国王といえども法律に従うべきこと、課税には議会の承認を必要とすること、また人身の自由などの人民の権利についても詳細に規定し、王権に対する議会の優越を決定づけ、イギリス立憲政治の基礎となった。

② ロック著『統治二論』

⇒p.65

222 人々が社会に入る理由は、彼らの固有権を保全することにある。そして、彼らが立法部を選出し、彼らに権威を与える目的は、その社会の全成員の固有権に対する監視役あるいは防壁として、社会の各部分、各成員の権力を制限し、その統治権を適度に抑えるための法を作り、規則を定めることにある。……立法者が、人民の固有権を奪い、また破壊しようとするとき、……立法者は常に人民との戦争状態に置かれることになり、……人民は、彼らの根本的な自由を回復する権利をもち、……新たな立法部を設立することによって、彼らが社会のうちに身を置く目的である自分自身の安全と保護とに備える権利をもつからである。

〈加藤節訳『完訳統治二論 ジョン・ロック著』岩波書店〉

用語解説 ①人間の自由・平等・所有権といった、すべての人間が生まれながらにもっている自然権のこと

基礎情報 17世紀のイギリスの思想家であるロックが、名誉革命後の1690年に刊行した著作。国王の権力の起源を神に求める王権神授説を批判し、人民主権の立場をとった。そして固有の権利を保障するために人民が契約をして社会(国家)が成立したとする社会契約説を唱え、暴政に対する人民の抵抗権・革命権があることを主張した。結果的に名誉革命を正当化することになり、また18世紀のアメリカ独立革命やフランス革命にも大きな影響を与えた。

③ ルソー著『社会契約論』

⇒p.65

人間は自由なものとして生まれている。しかも、いたるところで鉄鎖につながれている。他の人々の主人であると自分を考えている者も、やはりその人々以上に奴隷なのである。……

「各構成員の身体と財産とを、共同の力のすべてをもって防壁し、保護する結社形式を見いだすこと、ただし、この結社形式

は、それによって各人がすべての人と結合しながら、しかも自分自身にしか服従せず、従前と同じように自由であるようなものでなければならない。」これこそ社会契約によって解決される基本問題である。……

だから、もし社会契約からその本質的でないものを取り除くと、それは次のことばに要約されることがわかって。「われわれのおのの、その身体とその力のすべてを共同にして、一般意志の最高指揮の下にゆだねる。さらに、われわれは、政治体を形成するものとして、各構成員を全体の不可分な部分として受け入れる。」……

〈平岡昇ほか訳「社会契約論」角川書店〉

用語解説 ①人々の自由が制限されていることの例え ②防御 ③国家のあり方

基礎情報 18世紀のフランスの思想家であるルソーが1762年に出版した著作。ロックと同じく社会契約説を主張し、人民に主権や抵抗権・革命権があると説いて、特にフランス革命に大きな影響を与えた。ロックが間接民主政を理想としたのに対し、ルソーは主権を他者に譲渡したり分割したりすることはできないとして直接民主政を主張した。また日本でも明治時代の思想家である中江兆民がこれを漢訳し、『民約訳解』として刊行した。

④ ジェファソン「アメリカ独立宣言」起草文

⇒p.67

国王(ジョージ3世)は、人間性そのものに反する残忍な戦いをを行い、いまだかつて彼に逆らったことのない僻遠の地の人びと(アフリカ黒人)の、生命と自由という最も神聖な権利を侵犯し、かれらを捕らえては西半球の奴隷制度の中に連れ込んでしまおうか、あるいは運搬の途上にて悲惨な死にいたらしめた。異端な力によって行われてきた恥ずべきこの海賊的な行為は、キリスト教徒たる大英帝国の国王によってなされてきた戦いである。人間が売り買いされなければならないような市場を、あくまでも開放しておこうと決意して、この憂うべき取引の禁止ないしは制限を企図したあらゆる法律の成立を妨げるために、彼は拒否権を行使してきたのである。

…… 〈本田創造著『アメリカ黒人の歴史 新版』岩波書店〉

用語解説 ①非常に遠いこと ②アメリカ大陸のこと ③正統(正しい考え方)から外れていること

基礎情報 「アメリカ独立宣言」は、アメリカ独立戦争中の1776年7月4日に第2回大陸会議で採択された文書である。ロックの思想的影響を強く受け、人間の自由・平等といった自然権や天赋人権論、社会契約説に基づく抵抗権(革命権)を唱え、13植民地の独立を宣言した。ところで「独立宣言」の草案には起草者の一人ジェファソンにより、この史料のように黒人奴隷貿易を厳しく批判する条項が盛り込まれていたが、南部のプランター(農園主)の主張に配慮し、大陸会議で削除された。

⑤ 「フランス人権宣言」

⇒p.50,68

〔前文〕 国民議会として構成されたフランス人民の代表者たちは、人の権利に対する無知、忘却または軽視が、公の不幸と政府の腐敗の唯一の原因であることを考慮し、人の譲りわたすことのできない神聖な自然的権利を、厳粛な宣言において提示することを決意した。……

第1条 人は、自由、かつ、権利において平等なものとして生まれ、存在する。社会的差別は、共同の利益にもとづくのでなければ、設けられない。

第2条 あらゆる政治的結合の目的は、人の、時効によって消滅することのない自然的な諸権利の保全にある。これらの諸権利とは、自由、所有、安全および圧制への抵抗である。

第3条 あらゆる主権の淵源は、本来的に国民にある。いかなる団体も、いかなる個人も、国民から明示的に発しない権威を行使す

ることはできない。……

第6条 法律は、一般意思^②の表明である。すべての市民は、みずから、またはその代表者によって、その形成に参与^{さんよ}する権利をもつ。……

第11条 思想および意見の自由な伝達は、人の最も貴重な権利の一つである。……

第16条 権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていないすべての社会は、憲法をもたない。

第17条 所有は、神聖かつ不可侵の権利であり、何人も、適法に確認された公の必要が明白にそれを要求する場合で、かつ、正当かつ事前の補償の条件のもとでなければ、それを奪われない。

（辻村みよ子監訳『オランプ・ドゥ・グージュ』信山社）

用語解説 ①源 ②ルソーの思想に登場する概念で、個人の利益やその総和である多数決ではなく、常に公共の利益を目指すという意思

基礎情報 1789年8月26日、フランス革命中の国民議会で採択された文書。前文と17条から構成され、フランス革命の理念を示しており、ロック・ルソーの思想や「アメリカ独立宣言」の影響もみられる。具体的には、人間の自由・平等、所有（財産）権の不可侵、社会契約説、抵抗権、国民主権、一般意思、精神の自由、権力分立など多様な内容が含まれている。またフランス初の憲法である1791年憲法の前文においても、これらの原則が確認された。

6 ナポレオン法典

➡p.70

I. ナポレオン法典の精神

われわれの目的は、道徳を法律に結合し、人がなんといおうと、かくも好ましい家族の精神を国家の精神にまで普及せしめることにあつた。……家族という小さい祖国を通して人は大きな祖国に連なる。良き国民を形作るものは、良き父、良き夫、良き息子である。……

II. 家族の尊重

[A] 夫がこの（家族）統率^{とうそつ}の主である。……夫がその配偶者の財産も素行もすべて管理し、すべて監督する。……

213. 夫は妻を保護し、妻は夫に服従する義務を負う。……

1421. 夫は単独で夫婦共有財産を管理する。……

[B] ……

371. 子は年齢のいかに問わずその父母に対し尊敬^{えんれい}の義務を負う。……

III. 所有権の絶対……

544. 所有権は法律または命令によつて禁ぜられる使用をなさぬかぎり、物を最も絶対的に使用収益^{しやくしゆえき}しかつ処分しうる権利である。……

IV. 契約の自由

一般に人間は自分に利害関係のあるすべてに関して自由に取引ができるはずである。……契約の自由はただ正義と善良の風俗や公益によつてのみ制限される。

V. 自己責任

1382. 人のいかなる行為によるを問わず、他人に対して損害を惹起したものは、それがそのものの過失によつて生じたのであれば、これを賠償する責を負う。 （『西洋史料集成』平凡社）

用語解説 ①使うことで利益を得ること ②引き起こす

基礎情報 1804年3月にナポレオンが制定した、全文が2281条から成るフランス民法典。個人主義・自由主義の原理に基づき、所有権の絶対、契約の自由、過失の自己責任などを明記し、フランス革命の成果を定着させるとともに、日本を含む世界各国の民法に大きな影響を与えた。また国民国家の統合のため家族の統合も重視されたが、夫が家族を統率し、妻や子は夫や父親に従う義務があるとされ、女性や

子どもは社会的弱者であり保護の対象とされた。

7 フィヒテ「ドイツ国民に告ぐ」

➡p.70

……ドイツ国民層にぞくしているひとびとの大多数を、……本来^{ほんらい}の民族的な意味で教育する^①ことこそが、必要なのである。……

このような教育の力をもってすれば、われわれがはじめにたてておいた目標、つまり、われわれのこの講演の本来の動機となっている目的は、まちががなく達せられるであろう。ほんとうの祖国愛を身につけるのも、地上の生命を永遠の生命として理解させてくれるのも、かく、地上の生命を永遠の生命として知るための唯一のよりどころは祖国であると教えてくれるのも、すべて、かの、[われわれの新しい教育の力によつてもりあげられる]精神である。かく教えられた祖国があつてこそ、おのずと、祖国を防衛するために勇敢にたたかおうという人間も、法をまもり平和な正しい国民となろうという人間も、生まれてくるのである。……

（真下信一訳『世界大思想全集 哲学・文芸思想篇 第11巻』河出書房）

用語解説 ①フィヒテは別の項で、ドイツ人の祖国愛を広く国民層に植え付けるような教育のみがドイツの独立を救うことができると述べている

基礎情報 ドイツ観念論の哲学者で後にベルリン大学初代総長も務めたフィヒテは、1807～08年にナポレオン占領下のベルリンで「ドイツ国民に告ぐ」という連続講演を行った。当時のヨーロッパではナポレオンの大陸支配に対して各地でナショナリズムの動きが高まりつつあり、フランスに対するドイツ文化の優秀性を説いたフィヒテの講演も、プロイセンを中心とするドイツの人々の「ドイツ人」としての民族意識を高めることにつながった。

8 産業革命時の児童の工場労働

➡p.75

証言者 サミュエル・クールソン^①

5047 好況時にあなたの娘たちは朝の何時に工場に行きましたか。——娘たちは朝の3時には工場に行き、仕事を終えるのは夜の10時から10時半近くでした。

5049 19時間の労働の間に休息あるいは休養のためにどれだけの休憩時間が与えられたのですか。

——朝食に15分、昼食に30分、飲料を取るのに15分です。……

5073 あなたの子どもたちの中で誰か鞭打ちを受けたものはいますか。

——はい、どの子どももです。長女についてですが、……彼女は「監視人が私を革ひもで打ちました。しかし、監視人の所には行かないでください。もし行けば、私たちは仕事を失ってしまうでしょう」と言いました。…… （歴史学研究会編『世界史史料6』岩波書店）

用語解説 ①イギリス中部の織物工業都市リーズ近郊に住む仕立屋であり、近くの梳毛加工工場に働きに出ていた3人の娘がいた

基礎情報 産業革命によって機械制工場が各地に建てられると、成人男性だけでなく子どもや女性の労働者が多く雇用されるようになり、低賃金かつ過酷な労働環境で長時間働くことを強いられた。イギリスで1833年に制定された工場法は、児童の労働時間の制限や工場監督官の設置など初めて実効性を伴った工場法とされたが、その制定にあたって議会委員会が実態調査を行い、この史料にあるような証言が立法において重要な参考資料とされた。

9 『共産党宣言』

➡p.75

ヨーロッパではひとつの亡霊がうろついている。それは共産主義の亡霊である。……

これまですべての社会の歴史は階級闘争の歴史である。

つねに相互に対立しあっていたのは、自由人と奴隷、貴族と平民、領主と農奴、ギルドの親方と遍歴職人（Gesell）、抑圧者と被